

2018年度学友会登録団体
春季募集要項



立命館大学学友会

1 はじめに

立命館大学の全学生によって構成されている学生自治組織「学友会」では、皆さんの課外自主活動を支援するために登録団体制度を設けています。登録団体に登録されると学内の施設利用など様々な支援を受けることができます。登録団体の募集は書類審査とヒアリング審査による2回の審査を経て登録団体に登録できるかどうかが決まります。

登録を検討されている方は以下の要項に従って、期日内に所定の申請を行ってください。学友会への団体の新規登録には、学友会の基準に適切な団体であるかどうかという審査が必要であり、申請さえすれば登録される単純な“登録制”とは意を異にします。

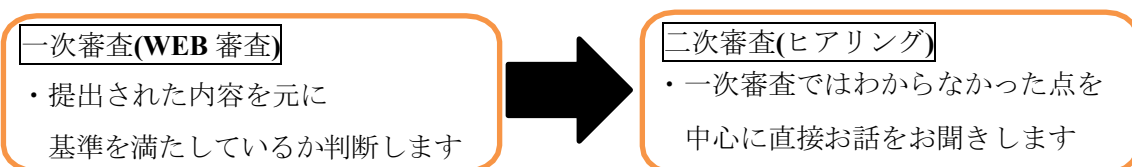
2 審査基準

立命館大学学友会登録団体規定「3.登録団体は守るべきこと」が全て満たされていること。

(登録団体規定につきましては巻末に添付しています)

なお具体的な審査の過程についてはお応えしかねます。予めご了承ください。

3 審査方法



4 スケジュール概要

一次審査	締切	5月6日(日) 23:59	※学友会HP内のフォームから申請
一次審査結果	発表	5月13日(日)	
二次審査		5月21日(月)～5月31日(木)	※ 二次審査日程の詳細はご相談の上決定します
最終結果発表		7月上旬予定	

学生オフィスとの協議の兼ね合いもあり一概に最終結果発表日を確定させることは致しかねます。また、応募について期限を超えての受付は一切いたしません。

5 一次審査(書類審査)について

立命館大学学友会ホームページのフォームにて必要事項を記載していただきます。

その際、団体に関するいくつかの情報を入力していただきます。その内容をもとに一次審査の結果を判断します。

【注意点】

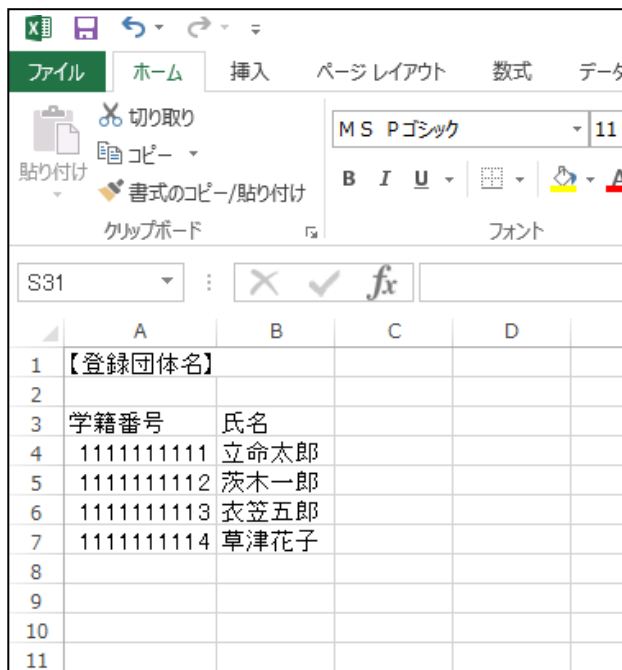
- ・ここに入力された内容のみで全て審査を行いますので「具体的に」かつ「正確に」記入をお願いします。
- ・極端に空欄が多い場合は審査を行わない場合があります。

【部員一覧の添付について】

エントリーの際、部員の方の一覧データを提出していただく必要があります。

Excel に部員の方の学籍番号、名前を一覧にして、そのデータを申請フォームに添付の上、提出してください。

【作成例】



	A	B	C	D
1	【登録団体名】			
2				
3	学籍番号	氏名		
4	1111111111	立命太郎		
5	1111111112	茨木一郎		
6	1111111113	衣笠五郎		
7	1111111114	草津花子		
8				
9				
10				
11				

上記のように作成してください

6 二次審査について

書類ではわからない点を中心に具体的にお話を伺います。

お越しいただく方は団体のことを把握している方ならどなたでも構いません。

【日時】 5月21日(月)～5月31日(木) 18:00～20:00

【所要時間】 30分程度

【日時・場所】 二次審査の日時は一次審査結果発表時にお伝えします。

【日程調整について】 授業・課外活動等参加が難しい時間帯がある場合は申請書類の項目に記載してください。

なお、団体のことが客観的にわかる資料がございましたらヒアリングの際にお持ち下さい。

7 審査結果の発表について(一次・二次共通)

一次・二次共に審査結果の発表は立命館大学学友会 WEB サイトで公開します。

(詳細は「8.学友会 WEB サイトについて」をご覧ください)

【発表日時】 (予定)

一次審査結果発表 5月13日(日)

二次審査結果発表 7月上旬

最終的に登録団体になるには、登録手続きをしていただく必要があります。

詳細は審査結果発表後、二次審査を通過された団体の方に直接ご連絡させていただきます。

8 学友会 WEB サイトについて

今後結果の発表も含め、諸連絡は全て WEB サイトを通じて行います。スケジュール等に変更が出る場合もございますので適宜ご確認ください。

【URL】 <http://www.ritsumei.club/>

【QR コード】



9 大学への登録

学友会登録団体として承認された団体は、大学のシステムに団体登録されます。詳しくは、結果発表の際にご案内致します。

10 ご質問・お問い合わせについて _____

ご質問に関しましてはメールにて対応いたします。下記のアドレスに質問事項をお送りください。なお、審査内容に関するお問い合わせは受け付けることが出来ませんので予めご了承ください。

【立命館大学学友会中央事務局 E-mail】 info@r-circle.net

【QR コード】



2008年4月20日施行

2015年4月10日改正

立命館大学学友会 登録団体規定

中央常任委員会

(はじめに)

以下に登録団体の権利やルールを「登録団体規定」として定める。本規定は、登録団体に関する学友会の内規である。

1. 登録団体の位置付け

立命館大学の課外活動団体は、活動実績や規模によって、以下のように公認団体・同好会・任意団体・登録団体の大きく4つに区分されている。

1) 担当パート

中央事務局（調査企画部）が登録団体の担当パートとなる。それぞれのパートは、登録団体の活動発展のための支援に努める。

2) 登録手続

新たに登録を希望する団体は、担当パートによる審査を受けた後、中央委員会の承認をもって、登録完了となる。

3) 継続審査

登録制度は年度更新であり、団体が次年度も活動継続を希望する場合、継続受付期間中に継続審査を受けなければならない。基本的に手続きを行わなかった団体は活動継続の意志が無いものと見なし登録を抹消する。また審査の結果、登録団体の基準（登録団体が守るべきこと）を満たしていないと判断される場合は継続を認めない。

4) 昇格

登録団体から任意団体への昇格の要件については、学術・学芸・体育会それぞれの規定に従う。

5) 解散

団体の都合により登録の抹消を希望する団体については、上記担当パートへの趣意書提出により、登録を抹消する。また、下記に示す「登録団体の守るべきこと」に対し、重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、担当パートは中央委員会の承認を経て団体の登録を抹消させることができる。

6) 個人情報保護

団体の個人情報の取り扱いについては、学友会個人情報保護規定を遵守する。

2. 登録団体に対する支援

学友会に登録された団体は学友会から一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。また大学からの支援については学生オフィスと協議のうえ決定する。

3. 登録団体が守るべきこと

登録団体は、以下に示された事項を守らなければならない。事項が守られない場合、活動停止・解散を含めた措置をとることがある。また新規に団体を登録する場合も下記の基準を元に審査する。

- 1) 活動内容・目的が明確であること。
- 2) 法律・学則・学友会規約に反する活動の禁止
- 3) 営利を目的とした活動の禁止
- 4) 学内外を問わず、一切の暴力活動の禁止
- 5) 外部団体への勧誘を目的としたサークル活動の禁止
- 6) 団体としての責任の所在が明確であること。
- 7) 同じメンバーで幾つもサークルを作って権利拡大を狙う、「ダミーサークル」でないこと。
- 8) 団体活動が民主的に行われていること。
- 9) 結成時の団体構成員の過半数が立命館大学の学部生（院生・APU 生は含まない）であること
- 10) 会長・副会長・会計の役員を各一名ずつ立命館大学学部生の中から選出すること。
- 11) 会長・副会長・会計の役員の兼任の禁止（学友会所属団体の役員との兼任含む）
- 12) 一時的ではなく、継続的な（サークルが後輩に引き継がれるよう）活動を行う、もしくはその意志があること。
- 13) 明朗な会計活動（年間予算・決算報告）を行うこと
- 14) 学内外の施設、備品利用に際して、その利用規定を守ること
- 15) 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに担当パートに報告すること。
- 16) 定期的に学友会掲示板・メーリングリスト・ホームページなど担当パートからの連絡を確認すること
- 17) 担当パート、学生オフィスの指示に従うこと。また規定を守ること

付記 本規定は、中央委員会の承認を受けることにより効力を発揮する。
改定に関しては、中央委員会での承認を必要とする。

以上

学友会個人情報保護に関する規程

第1条（目的）

学友会所属団体が活動上取得する個人情報の保護に関して規定し、啓発をうながしていくものである。

第2条（定義）

1. 個人情報 個人を識別できる（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・学生証番号等）情報をいう。これは、団体の登録やそれに類する書類提出などによって学友会が所有する。
2. 学友会所属団体 中央常任委員会・各学部自治会・中央事業団体・中央任意団体・登録団体・体育会本部所属団体・学術本部所属団体・学芸総部所属団体をいう。
3. 個人情報管理者 中央常任委員会委員長及び各団体代表者とする。

第3条（責務）

1. 学友会所属団体は、各団体に特段の定めがある場合を除き、個人情報に関してはこの規程を遵守することとする。
2. 個人情報管理者は個人情報の管理について各団体においてこの規程を遵守するよう行動する。

第4条（安全管理）

不用意に個人情報が閲覧できることのないよう、個人情報は厳重に管理する。また、個人情報は原則5年間各団体において保存することとする。

第5条（個人情報の利用制限）

団体や個人から提供された個人情報は、本人の同意がある場合や提供を受けた業務、その他正当な目的のために使用する。

第6条（第三者提供）

1. 団体・個人から提供された個人情報は、正当な理由のある場合を除き、いかなる第三者にも提供しない。
2. 前項でいうところの「正当な理由」とは、団体・個人より承諾を得た場合、及び、警察などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合とする。

第7条（罰則）

本規程の禁止事項に抵触した場合には学友会会則によって処罰を行う。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、中央委員会審議を経て代議員会が行う。

（附則） この規程は、2006年2月3日から施行し、2006年2月3日から適用する。